

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-2-(2)	第1 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項 2 水源林造成業務等 (2) 事業の実施手法の高度化のための措置		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	国立研究開発法人森林研究・整備機構法第13条第1項第4号
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書:事前分析表農林水産省30-⑰ 行政事業レビューシート事業番号:0215

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット(アウトカム)情報								②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年 度)	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度		28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
新規契約件数	施業方法の 限定化率 100%	225件	168件	186件				予算額(千円)	36,774,321	34,156,186			
うち、長伐期等の 施業に 限定 限定化率		225件	168件	186件				決算額(千円)	35,322,968	35,448,927			
新規契約面積	施業方法の 限定化率 100%	3,314ha	2,343ha	3,093ha				経常費用(千円)	2,546,939	2,631,057			
うち、長伐期等の 施業に 限定 限定化率		3,314ha	2,343ha	3,093ha				経常収益(千円)	2,871,548	2,635,038			
長伐期等の 施業への 契約 変更件数		632件	594件	386件				行政サービス実施 コスト(千円)	3,508,435	3,605,174			
長伐期等の 施業への 契約 変更面積		23,241ha	26,016ha	10,245ha				従事人員数	347	347			
新植・保育等 施業件数	チェックシ ートの活 用率 100%	4,703件	5,886件	3,457件									
うち、チェック シートを 活用 活用率		4,703件	5,886件	3,457件									
間伐実施面 積		4,489ha	8,033ha	1,470ha									
うち、搬出 間伐 面積		1,566ha	3,580ha	807ha									
搬出区域 面積率			45%	55%									
丸太組工法 での間伐材 等使用量		7,854 m ³	14,263 m ³	9,860 m ³									

(注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については全て各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	<p>(ア) 新規の分収林契約については、水源涵(かん)養機能等の森林の有する公益的機能をより持続的かつ高度に発揮させるとともに、コスト削減を図るため、広葉樹等の現地植生を活かした長伐期で、かつ、主伐時の伐採面積を縮小、分散化する契約に限定する。 また、既契約分については、長伐期施業や複層林施業に施業方法を見直す等により、事業実施手法の高度化を図る。</p> <p>(イ) 事業実施過程の透明性の確保を図りつつ、事業の效果的・効率的な実施に努める。</p> <p>(ウ) 地球温暖化防止や循環型社会の形成はもとより、林業の成長産業化等にも資する観点から、搬出間伐を推進するとともに、間伐材を含む木材の有効利用を推進する。</p>
中長期計画	<p>(ア) 公益的機能の高度発揮 水源涵養機能等の森林の有する公益的機能を持続的かつ高度に発揮させる観点から、新規の分収林契約については、広葉樹等の現地植生を活かした長伐期で、かつ主伐時の伐採面積を縮小、分散化する施業方法に限定した契約とする。 また、既契約分については、現況等を踏まえつつ、長伐期施業、複数の樹冠層へ誘導する複層林施業等に施業方法を見直す。</p> <p>(イ) 事業の效果的・効率的な実施 ① 事業実施過程の透明性の確保を図りつつ、事業の效果的かつ効率的な実施に努めるため、チェックシートを活用し、事業を実施する。(チェックシート活用率 100%実施) ② 森林整備事業全体の動向を踏まえつつコスト削減に向けた取組を徹底する。</p> <p>(ウ) 搬出間伐と木材利用の推進 二酸化炭素の固定・貯蔵の促進等地球温暖化防止や循環型社会の形成はもとより、林業の成長産業化等にも資する観点から、搬出間伐を推進するとともに、作業道の丸太組工法などにおいて間伐材を含む、木材の有効利用の推進に努める。</p>
年度計画	<p>(ア) 公益的機能の高度発揮 水源涵養機能等の森林の有する公益的機能を持続的かつ高度に発揮させる観点から、新規の分収林契約については、広葉樹等の現地植生を活かした長伐期で、かつ主伐時の伐採面積を縮小、分散化する施業方法に限定した契約とする。 また、既契約分については、現況等を踏まえつつ、長伐期施業、複数の樹冠層へ誘導する複層林施業等に施業方法を見直す。</p> <p>(イ) 事業の效果的・効率的な実施 ① 事業実施過程の透明性の確保を図りつつ、事業の效果的・効率的な実施に努めるため、チェックシートを活用し、事業を実施する。(チェックシート活用率 100%実施) ② 森林整備事業全体の動向を踏まえつつコスト削減に向けた取組を徹底する。</p> <p>(ウ) 搬出間伐と木材利用の推進 二酸化炭素の固定・貯蔵の促進等地球温暖化防止や循環型社会の形成はもとより、林業の成長産業化等にも資する観点から、搬出間伐を推進するとともに、作業道の丸太組工法などにおいて間伐材を含む木材の有効利用の推進に努める。</p>
主な評価指標	<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規の分収林契約については、広葉樹等の現地植生を活かした長伐期で、かつ、主伐時の伐採面積を縮小、分散化する契約としているか。 ・分収林の既契約地については、長伐期施業等への契約変更を推進しているか。 ・事業実施過程の透明性の確保を図りつつ、事業の效果的・効率的な実施に努めているか。 ・地球温暖化防止、循環型社会の形成、林業の成長産業化等に資する観点から、搬出間伐を推進するとともに、作業道の丸太組工法などにおいて、木材利用を推進しているか。 <p>(評価指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規の分収林契約件数及び面積のうち、長伐期等の施業に限定した割合(施業方法の限定化率) ・長伐期施業等への契約変更件数及び面積 ・チェックシートを活用し、新植・保育等施業を実施した割合(チェックシート活用率) ・全間伐面積に対する搬出間伐面積の割合(搬出区域面積率)、作業道の丸太組工法での木材使用量
法人の業務実績等・自己評価	
業務実績	<p><主要な業務実績></p> <p>(ア) 公益的機能の高度発揮 平成 29 年度の新規契約は、186 件、3,093ha の全てについて、広葉樹等の現地植生を活かした長伐期で、かつ主伐時の伐採面積を縮小、分散化する施業方法に限定した契約を締結した。 既契約分については、森林の有する公益的機能を持続的かつ高度に発揮させる観点から、契約相手方の理解を得つつ、契約地の現況等を踏まえた長伐期施業や複層林施業等に施業方法を見直す取組を推進した。具体的には、契約管理マニュアルに基づき、取組経過、課題、対処方針等を明らかにした契約変更計画を作成し、この計画に基づき、契約相手方との協議を進め、同意が得られた箇所から変更契約を締結した。その結果、平成 29 年度に 386 件、10,245ha について契約の変更を行った。</p> <p>(イ) 事業の效果的・効率的な実施 ① 水源林造成業務の実施にあたっては、造林者が提出した全ての新植・保育等の施業の実施計画書について、チェックシートを活用し、事業を效果的・効率的に行った(3,457 件、チェックシート活用率 100%)。下刈については、全国 1,424 件の事業対象箇所について個々に審査した結果、対象面積約 16,890ha から、造林木の成長や下刈対象物の状況により、下刈の必要性がない箇所等の 5,890ha を除いた 11,001ha について事業を実施した。</p>

	<p>②都道府県の民有林補助事業におけるヘクタール当たりの植栽本数の削減状況を踏まえ、契約相手方との協議に基づき、ヘクタール当たりの植栽本数を削減する取組や、林野公共事業全体の森林施業の低コスト化に向けた作業工程の見直しを踏まえ、下刈を2回刈りとする場合の2回目の工程に適用する補正係数を導入するなど、コスト削減に向けた取組を推進した。</p> <p>(ウ)搬出間伐と木材利用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・搬出間伐の推進に向けて、平成29年度は全間伐面積1,470haに対し807haの搬出間伐を実施した(搬出区域面積率55%)。 ・路網の整備にあたっては、木材の有効利用を推進するため、丸太組工法の施工などにおいて、約1万㎡の間伐材等を使用した。
自己評価	<p>評定 B</p> <p><評定と根拠></p> <p>(ア)公益的機能の高度発揮</p> <p>平成29年度の全ての新規契約は、広葉樹等の現地植生を活かした長伐期で、かつ主伐時の伐採面積を縮小、分散化する施業方法に限定した契約の締結を行った。</p> <p>既契約分について、長伐期施業や複層林施業等に施業方法を見直す取組を推進し、順次、契約相手方の理解が得られた箇所について変更契約を締結した。</p> <p>(イ)事業の効果的・効率的な実施</p> <ol style="list-style-type: none"> ①チェックシートを全ての新植・保育等の施業に活用することにより、適切に事業を実施した。 ②森林整備事業全体の動向を踏まえ、ヘクタール当たりの植栽本数の削減や、下刈を2回刈りとする場合の2回目の工程に適用する補正係数を導入するなど、コスト削減に向けた取組を推進した。 <p>(ウ)搬出間伐と木材利用の推進</p> <p>間伐については、搬出間伐を積極的に推進し、前中長期目標期間最終年度における搬出区域面積率である35%を大幅に上回る区域で実施した。</p> <p>路網の整備にあたっては、丸太組工法の施工などにおいて、間伐材等の木材の有効利用を推進した。</p> <p>以上のとおり、事業の実施手法の高度化のための年度計画の内容を達成したことから、「B」評定とした。</p> <p><課題と対応></p> <p>引き続き、森林の有する公益的機能を持続的かつ高度に発揮させるため、事業の実施手法の高度化を図る必要がある。</p>
主務大臣による評価	<p>評定 B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>水源林造成事業における事業の実施手法の高度化を図るため、新規契約については、広葉樹等の現地植生を活かした長伐期施業等に限定した契約とし、また、既契約については、長伐期化、複層林化等の推進により、公益的機能の高度発揮に努めた。</p> <p>また、チェックシートの活用や作業工程の見直しなどにより、事業の効果的・効率的な実施や透明性の確保に努めるとともに、搬出間伐等の実施及び路網整備での間伐材を活用した工法の採用などに取り組んだ。</p> <p>以上のとおり、年度計画に沿った取組を実施したことから「B」と評定する。</p>

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-2-(3)	第1 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項 2 水源林造成業務等 (3) 特定中山間保全整備事業等の事業実施完了後の評価に関する業務		
業務に関連する政策・施策	農業の持続的な発展 構造改革の加速化や国土強靱化に資する農業生産基盤整備の推進	当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	国立研究開発法人森林研究・整備機構法附則第10条、第11条
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット(アウトカム)情報								②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年 度)	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度		28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
完了後の評価に係る業務実施区域数	完了後の評価に係る業務を確実にを行う	6区域	2 (南丹) (黒潮フルーツライン)	1 (下閉伊北)				予算額(千円)	14,824,301	11,744,269			
完了後の評価実施区域数	完了後の評価を確実にを行う	9区域	2 (郡山) (安房南部)	3 (阿蘇小国郷) (南丹) (黒潮フルーツライン)				決算額(千円)	17,909,321	14,385,438			
								経常費用(千円)	1,166,124	950,912			
								経常収益(千円)	1,132,867	892,823			
								行政サービス実施コスト(千円)	157,686	150,811			
								従事人員数	18	18			

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については全て各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業の完了後の評価を確実にを行う。
中長期計画	特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業の完了後の評価を確実にを行う。
年度計画	(ア) 事業実施完了後の評価に係る業務(社会経済情勢の変化等に関する基礎的資料の作成。)を確実にを行う。 (イ) 事業実施完了後の評価を確実にを行う。
主な評価指標	<評価の視点> ・完了後の評価に係る業務が確実に進められているか。 (評価指標) ・完了後の評価に係る業務実施区域数 ・完了後の評価の実施区域数
法人の業務実績等・自己評価	
業務実績	<主要な業務実績> (ア) 完了後の評価に係る業務は、機構営事業事後評価(完了後)実施要領に基づき事業完了後おおむね5年を経過後実施するが、東日本大震災の復興中のため1年延期していた下閉伊北区域の評価に係る業務を適切に実施した。 (イ) 完了後の評価は、昨年度完了後の評価に係る業務を行った南丹区域と黒潮フルーツライン区域と、28年4月に発生した熊本地震のため事後評価を1年延期していた阿蘇小国郷区域を加え、3区域の完了後の評価を適切に実施した。
自己評価	評定 B <評定と根拠> 完了後の評価に係る業務については、事業の効果を把握するため、営農状況ヒアリング、受益者等へのアンケート及び交通量調査等を実施した。 完了後の評価については、関係機関の意見と学識経験者の意見を加えた評価結果をとりまとめて8月末に公表した。 完了後の評価に係る業務を1区域及び完了後の評価を3区域で確実に実施したことから、「B」評定とした。 <課題と対応> 引き続き完了後の評価に係る調査業務及び完了後の評価を確実にを行う必要がある。
主務大臣による評価	評定 B <評定に至った理由>

	東日本大震災及び熊本地震の影響により延期となっていた区域を含め、完了後の評価に係る業務及び完了後の評価を適切に実施した。 以上のおり、年度計画に沿った取組を実施したことから「B」と評定する。
--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-2-(4)	第1 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項 2 水源林造成業務等 (4) 債権債務管理に関する業務		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	国立研究開発法人森林研究・整備機構法附則第7条、第8条、第9条、第10条、第11条
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書:事前分析表農林水産省30-⑰ 行政事業レビューシート事業番号:0222

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット(アウトカム)情報							②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度)	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度		28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
林道事業負担金等徴収額(百万円)			3,667	3,334				予算額(千円)	14,824,301	11,744,269			
特定中山間保全整備事業等負担金等徴収額(百万円)			7,519	7,286				決算額(千円)	17,909,321	14,385,438			
NTT-A 資金貸付金徴収額(百万円)			3	3				経常費用(千円)	1,166,124	950,912			
								経常収益(千円)	1,132,867	892,823			
								行政サービス実施コスト(千円)	157,686	150,811			
								従事人員数	18	18			

注)予算額、決算額は支出額を記載。人件費については全て各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	林道の開設又は改良事業及び特定中山間保全整備事業等の負担金等に係る債権債務並びに NTT-A 資金に係る債権債務について、徴収及び償還の業務を確実に行う。
中長期計画	林道の開設又は改良事業の賦課金及び負担金に係る債権債務、特定中山間保全整備事業等の負担金等に係る債権債務及び NTT-A 資金に係る債権債務について、徴収及び償還業務を確実に行う。(徴収率 100%実施)
年度計画	林道の開設又は改良事業の賦課金及び負担金に係る債権債務、特定中山間保全整備事業等の負担金等に係る債権債務及び NTT-A 資金に係る債権債務について、徴収及び償還業務を確実に行う。(徴収率 100%実施)
主な評価指標	<評価の視点> ・債権債務管理が適切に行われているか。 (評価指標) ・予定した各徴収額等に対する林道事業負担金等の徴収額・特定中山間保全整備事業等負担金等の徴収額・NTT-A 資金貸付金の回収額
法人の業務実績等・自己評価	
業務実績	<主要な業務実績> 債権債務管理業務の実施 (1) 林道の開設又は改良事業の賦課金及び負担金(以下「林道事業負担金等」という。)は、元利均等半年賦支払(年2回)により徴収している。この徴収を確実にし、借入金償還を適切に実行するための取組として、常日頃より関係道県等と連絡を密にし状況の把握に努め、さらに、納付見込額等の資料提供を行うとともに、出向いて説明するなど徴収に対する理解と協力要請を行い、債権の確実な確保に努めた。その結果、林道事業負担金等に係る債権については、計画どおり3,334百万円を徴収するとともに、償還業務についても確実に実施した。 (2) 特定中山間保全整備事業等の完了区域における負担金等(以下「特定中山間保全整備事業等負担金等」という。)は、元利均等年賦支払(年1回)により徴収している。この徴収を確実にし、借入金償還を適切に実行するための取組として、常日頃より関係道府県等と連絡を密にし、全額徴収への取組を行った。その結果、特定中山間保全整備事業等負担金等に係る債権については、計画どおり7,286百万円を徴収するとともに、償還業務についても確実に実施した。(参考)負担金等には、農業施設整備事業等において整備し譲渡した農業用施設等に係る対価を含む。

様式1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書(国民に対して提供するサービスその他質の向上に関する事項) 様式

	(3)NTT-A 資金に係る貸付金の徴収は、元金均等年賦償還（年1回支払）により徴収しており、農業用排水施設他目的プロジェクト等を実施するための NTT-A 資金に係る貸付金については、借入金償還を適切に実行するための取組として、債務者への連絡を密にし、全額徴収への取組を行った。その結果、NTT-A 資金に係る債権については、計画どおり3百万円を徴収するとともに、償還業務についても確実に実施した。 (参考) NTT-A 資金とは、国から NTT 株の売却収入を無利子で借り受け、土地改良区等に対し、事業資金を無利子で融資する制度（融資については、平成 14 年度に廃止）	
自己評価	評価	B
	<評価と根拠> 林道事業負担金等及び特定中山間保全整備事業等負担金等並びに NTT-A 資金に係る債権債務については、計画どおり全額徴収し、償還業務についても計画どおり確実に実施したことから、「B」評価とした。 <課題と対応> 引き続き、確実に債権債務管理業務を行う必要がある。	
主務大臣による評価	評価	B
	<評価に至った理由> 林道の開設又は改良事業に係る債権債務、特定中山間保全整備事業等に係る債権債務及び NTT-A 資金に係る債権債務について、徴収及び償還が計画どおり確実に実施された。 以上のとおり、年度計画に沿った取組を実施したことから「B」と評価する。	

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-3-(1)	第1 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項 3 森林保険業務 (1) 被保険者へのサービスの向上		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	森林保険法 国立研究開発法人森林研究・整備機構法第13条第2項
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット(アウトカム)情報								②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年 度)	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度		28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
損害発生通知書を受領してから調査終了までを3ヶ月以内に行っている場合		1,956件中 490件 (25%)	2,077件中 418件 (20%)	1,779件中 465件 (26%)				予算額(千円)	2,640,653	2,514,840			
								決算額(千円)	1,541,336	1,463,686			
								経常費用(千円)	1,606,201	1,448,057			
								経常収益(千円)	2,331,546	2,190,295			
								行政サービス実施コスト(千円)	▲ 642,838	▲ 714,889			
								従事人員数	22	24			

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については全て各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	森林保険契約の引受けや保険金の支払い等について、必要な人材の確保、各種手続の効率化、業務委託等の業務実施体制の強化や迅速な保険金の支払い等の取組を推進し、被保険者へのサービスの向上を図る。 なお、国の災害査定が、災害発生から2～3ヶ月以内としていることを参考に、保険金の支払いの迅速化に向けた取組の目安として、損害実地調査については、林道崩壊や積雪等により調査が困難な場合、枯死判定に経過観察のため一定の期間が必要な場合など、損害実地調査終了までに時間を要する要因がない場合は、基本的に損害発生通知書を受領してから調査終了までを3ヶ月以内とする。
中長期計画	森林保険契約の引受けや保険金の支払い等について、必要な人材の確保、事務の簡素化、システム化による各種手続の効率化、マニュアル化や研修の充実による業務委託先を含めた業務実施体制の強化や迅速な保険金の支払い等の取組を推進し、被保険者へのサービスの向上を図る。 なお、国の災害査定が、災害発生から2～3ヶ月以内としていることを参考に、保険金の支払いの迅速化に向けた取組の目安として、損害実地調査については、林道崩壊や積雪等により早期の調査が困難な場合、干害等において枯死していることを確定する上で経過観察のため一定の期間が必要な場合など、損害実地調査終了までに時間を要する特段の要因がない場合は、基本的に損害発生通知書を受領してから調査終了までを3ヶ月以内とする。
年度計画	森林保険契約の引受けや保険金の支払い等について、必要な人材の確保、事務の簡素化、システム化による各種手続の効率化、マニュアル化や研修の充実による業務委託先を含めた業務実施体制の強化や迅速な保険金の支払い等の取組を推進し、被保険者へのサービスの向上を図る。 なお、国の災害査定が、災害発生から2～3ヶ月以内としていることを参考に、保険金の支払いの迅速化に向けた取組の目安として、損害実地調査については、林道崩壊や積雪等により早期の調査が困難な場合、干害等において枯死していることを確定する上で経過観察のため一定の期間が必要な場合など、損害実地調査終了までに時間を要する特段の要因がない場合は、基本的に損害発生通知書を受領してから調査終了までを3ヶ月以内とするために業務実施体制の強化等について検討する。
主な評価指標	<評価の視点> ・森林保険契約の引受や保険金の支払い等について、被保険者へのサービスの向上を図る取組を行っているか。 ・保険金の支払いを迅速に行うための取組を行っているか。 (評価指標) ・森林保険契約の引受や保険金の支払い等に必要手続きを簡素化、効率化するための見直しを行っているか。 ・森林保険契約の引受や保険金の支払い等の事務についてシステム化等により効率化するための見直しを行っているか。また、マニュアルの作成や事務を円滑に行うための研修等を定期的に行っているか。 ・基本的に損害発生通知書を受領してから調査完了までを3ヶ月以内に行っているか。

法人の業務実績等・自己評価	
業務実績	<p><主要な業務実績> 被保険者へのサービスの向上、加入促進、引受条件の改正等の取組を適切に実施するため、林野庁や森林組合系統からの出向者を採用するなど必要な人材を配置した。また、契約管理業務に係る窓口対応マニュアルを作成・配布し、業務委託先における契約変更等の書類作成力の向上を図った。 損害調査業務に関しては損害調査報告書の提出書類に不備がないかを自己点検してもらうチェック表や、損害発生通知書を受理してからの処理状況の工程管理を行う進捗管理表等を作成・配布し、損害調査業務の円滑・適正な実施に貢献した。 このほか、都道府県森林組合連合会を対象とした森林保険推進戦略ブロック会議等を通じ、森林所有者の利便性の向上に向けた課題等を把握するとともに、迅速な保険金の支払いを行うため、業務講習会を全国8カ所で実施し(参加者計190名)損害調査を担う有資格者の確保を図るとともに、業務経験の少ない森林組合系統職員を対象とした初任者講習会を2回開催(参加者計23名)するなどを通じて、委託先の業務力及びコンプライアンスの向上を図った。また、ドローンで撮影した写真やハンディGPSを用いて行った測量結果についての精度を検証するための実証実験を行い、その活用方法に向けた検討を行った。 平成29年度の保険金支払い総件数は1,779件あり、その内訳は、台風などによる風害及び水害が1,349件、干害が184件、雪害が175件などとなっている。1,779件の内465件(26%)については、損害発生通知書を受理してから3ヶ月以内に損害調査が終えられていたが、7割強は終えることができなかった。その理由として、①平成27年度～29年度は九州地方に台風や集中豪雨の被害が集中していたため、都道府県森林組合連合会の対応能力を超えた調査箇所数があったこと、②林道の通行が不能となった箇所がある中で、現地確認の前に損害発生通知書を受理されていること、③災害が集中していない県でも、雪害など林道の通行ができるまでに融雪まで待たなければならないものや、干害など発生から被害の確定までに数か月間の期間を要するものが含まれていたことなどが挙げられる。 3ヶ月以内の処理割合は20%から26%に向上したものの、まだ十分とはいえない状況にあるため、今後もより一層迅速払いができるよう努めていく考えである。</p>
自己評価	<p>評定 B</p> <p><評定と根拠> 近年の台風等による自然災害は一部の地域に集中し林道が不通となり調査箇所にアクセスできない場合や、干害等の災害において経過観察を要する場合があるなど、損害調査を終えるまでに時間を要する事態が生じる中、損害調査の適正化に資するための人材の育成や、調査業務の迅速化・効率化に資するためにドローンを活用した調査手法の検討を進めるなど、委託先の業務実施体制の強化に精力的に取り組んでいることから、「B」評定とした。</p> <p><課題と対応> 損害調査を人力で迅速に行うことには限界があることから、ドローンなどの空中からの撮影技術を有効に活用する手法を早急に構築することが必要である。</p>
主務大臣による評価	<p>評定 A</p> <p><評定に至った理由> 保険推進課を新設し1年が経過し、改善の活動を行ってきた結果、保険契約の引受けに係る期間の短縮化が図られた件数は増加した。 このほか、業務委託先を対象とした業務講習会や初任者講習会を実施し、事務担当職員の能力向上に努めるなど、保険金の支払いを迅速に行うための取組を行った。特にドローンなど先端技術を用いて積極的に業務を効率化しようとした活動は評価に値する。 以上のとおり、年度計画を上回る取組を実施したことから「A」と評定する。</p>

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-3-(2)	第1 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項 3 森林保険業務 (2) 加入促進		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	森林保険法 国立研究開発法人森林研究・整備機構法第13条第2項
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット(アウトカム)情報								②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度)	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度		28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
季刊誌の発行	4回以上 /年		4回	4回					予算額(千円)	2,640,653	2,514,840		
パンフレットの配布・設置			5万枚	・森林保険に関するパンフレット:5万枚 ・商品改定に関するパンフレット:10万枚					決算額(千円)	1,541,336	1,463,686		
業務講習会の開催	6回以上 /年		7回	8回					経常費用(千円)	1,606,201	1,448,057		
									経常収益(千円)	2,331,546	2,190,295		
									行政サービス実施コスト(千円)	▲ 642,838	▲ 714,889		
									従事人員数	22	24		

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については全て各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	<p>災害によって林業の再生産が阻害されることを防止するとともに、林業経営の安定と森林の多面的機能の維持及び向上を図るため、森林保険の加入促進に向けた取組を推進する。</p> <p>なお、その際の目安として、基本的に下記の基準を満たすこととする。</p> <p>①ホームページや広報誌の発行等を通じ、森林所有者や森林経営計画作成者等に森林保険の概要や最新情報等を分かりやすく配信する。</p> <p>②関係諸機関と連携し、各都道府県、市町村、森林組合等を対象に、パンフレットやポスター等を幅広く配布・設置する(3,000箇所以上設置)。</p> <p>③関係諸機関と連携し、少なくとも3年に1度は各都道府県で1回ずつ開催することを念頭に、都道府県、市町村及び大規模森林所有者向けの説明会等を全国的に行うなど効果的な普及活動を実施する(年15回以上実施)。</p> <p>④森林所有者との窓口である森林組合システムを対象に、自然災害の発生傾向などの地域の特徴を考慮して全国を複数のブロックに分けて、森林保険業務の能力向上を図る研修等を全国的に実施し、森林所有者に対し適切なサービスの提供を促進する(年6回以上実施)。</p>
中長期計画	<p>災害によって林業の再生産が阻害されることを防止するとともに、林業経営の安定と森林の多面的機能の維持及び向上を図るため、森林保険の加入促進に向けた方針を定期的に作成し、それに即した戦略的な取組を推進する。</p> <p>なお、その際の目安として、基本的に下記の基準を満たすこととする。</p> <p>①ホームページの逐次更新や広報誌の年4回以上の発行等を通じ、森林所有者や森林経営計画作成者等に森林保険の概要や最新の情報をわかりやすく発信する。</p> <p>②関係諸機関と連携し、各都道府県、市町村、森林組合等を対象に、パンフレットやポスター等を幅広く配布・設置する(3,000箇所以上設置)。</p> <p>③関係諸機関と連携し、少なくとも3年に1度は各都道府県で1回ずつ開催することを念頭に、都道府県、市町村及び大規模森林所有者向けの説明会等を全国的に行うなど効果的な普及活動を実施する(年15回以上実施)。また、森林施策を担う林業経営体等に対する説明会やインターネットを活用した情報提供等も積極的に行う。</p>

	<p>④森林所有者との窓口である森林組合系統を対象に、自然災害の発生傾向などの地域的特徴を考慮して全国を複数のブロックに分けて、新規加入の拡大及び継続加入の推進などを円滑に行う上で必要な森林保険業務の能力向上を図る研修等を全国的に実施し、森林所有者に対し適切なサービスの提供を促進する(年6回以上実施)。</p>
<p>年度計画</p>	<p>災害によって林業の再生産が阻害されることを防止するとともに、林業経営の安定と森林の多面的機能の維持及び向上を図るため、森林保険の加入促進に向けた方針を定期的に作成し、それに即した戦略的な取組を推進する。 なお、その際の目安として、基本的に下記の基準を満たすこととする。 ①ホームページの逐次更新や広報誌の4回以上の発行等を通じ、森林所有者や森林経営計画作成者等に森林保険の概要や最新の情報等をわかりやすく発信する。 ②関係諸機関と連携し、各都道府県、市町村、森林組合等を対象に、パンフレットやポスター等を幅広く配布・設置する(3,000箇所以上設置)。 ③関係諸機関と連携し、少なくとも3年に1度は各都道府県で1回ずつ開催することを念頭に、都道府県、市町村及び大規模森林所有者向けの説明会等を全国的に行うなど効果的な普及活動を実施する(15回以上実施)。また、森林施策を担う林業経営体等に対する説明会やインターネットを活用した情報提供等も積極的に行う。 ④森林所有者との窓口である森林組合系統を対象に、自然災害の発生傾向などの地域的特徴を考慮して全国を複数のブロックに分けて、新規加入の拡大及び継続加入の推進などを円滑に行う上で必要な森林保険業務の能力向上を図る研修等を全国的に実施し、森林所有者に対し適切なサービスの提供を促進する(年6回以上実施)。</p>
<p>主な評価指標</p>	<p><評価の視点> ・森林保険の加入促進に向けた継続的な取組を、森林所有者のみならず森林経営計画作成者等を含めた林業関係の関係諸機関も対象として幅広く行っているか。 (評価指標) ・森林保険の加入促進に係る戦略を作成し、また定期的に見直しを行っているか。 ・定期的にホームページの更新を行っているか。 ・年間当たりの広報誌の発行回数 ・年間当たりの広報媒体配布先数 ・年間当たりの主要な契約対象者向けの普及活動等の実施回数 ・年間当たりの森林保険の窓口対応者(森林組合系統)の能力向上を図る研修等の実施回数 ・加入率の状況</p>
<p>法人の業務実績等・自己評価</p>	
<p>業務実績</p>	<p><主要な業務実績> 森林保険ニュース(8回)、森林保険だより(4回)、森林保険通信(12回)等の広報誌やホームページに森林保険の概要や最新情報等の情報提供を行った。 各都道府県、市町村、森林組合系統等を対象に、森林保険パンフレットやポスターを幅広く配布した。また平成30年度から販売を開始する改定商品をわかりやすく紹介するパンフレット(10万部)を新たに作成し、森林組合系統等に配布するとともに、ホームページに掲載した。 森林保険の加入促進を戦略的に進めるため、全国7ブロックに分け、森林保険推進戦略ブロック会議を開催した。 森林保険推進活動支援プランを作成し、委託先である各森連に周知するとともに、森林組合担当者会議(15回)、公有林会議(4回)、道府県市町村訪問(35回)のほか、森林施策プランナー研修(8回)や各種会議を通じて都道府県、市町村、森林組合系統等に対する説明会を実施した。 企業に対する営業活動として、素材生産業者等の訪問(8回)を実施した。また、森林所有者に対する営業活動として、ふるさと森林会議(3回)にブースを出展した。 大学演習林(8校)について、保険センターと演習林所在地の委託先の協同により営業活動を行った。 窓口対応者(森林組合系統)の能力向上を図るため、初任者講習会(2回)、業務講習会(8回)、短期研修の受入れ(1名)を実施した。 また、森林保険制度創設80周年記念シンポジウムを開催し、これを通じて各方面に向けて森林保険のPRを実施した。</p>
<p>自己評価</p>	<p>評定 A <評定と根拠> 加入促進については、当初計画した各種広報活動のほか、素材生産業者や大学演習林といった新規需要先に対する営業活動や、ふるさと森林会議への参加を通じて森林所有者への推進活動を行った。さらには森林保険制度創設80周年記念シンポジウムにおいて森林保険PRに努めるとともに、併設行事として全国担当者会議を開催し、加入促進に向けた取組を実施した。当初計画以上の幅広い加入促進活動を展開してその成果も出てきていることから、「A」評定とした。 <課題と対応> 森林保険について、着実な推進と成長産業化を目指す林業の安定経営等に一層貢献するため、継続的な加入促進活動が必要である。</p>
<p>主務大臣による評価</p>	<p>評定 A <評定に至った理由> 各種媒体を用いた広報活動による制度の普及を実施するとともに、積極的に地方公共団体や民間企業、大学演習林等を個別訪問し保険加入の働きかけを行った。また、業務委託先を対象としたブロック会議等を通じて、加入促進に関する課題を把握した上で、重点的取組を整理し、これに沿った活動を行った。加えて、保険金の迅速な支払いに向け、講習会等により業務委託先の事務担当職員の能力向上を図った。 さらに、森林保険制度80周年記念シンポジウムを開催するなど、加入促進に向けた継続的な取組を幅広い対象に対して行っている。 以上のとおり、年度計画を上回る取組を実施したことから「A」と評定する。</p>

<p>4. その他参考情報</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-3-(3)	第1 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項 3 森林保険業務 (3) 引受条件		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	森林保険法 国立研究開発法人森林研究・整備機構法第13条第2項
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット(アウトカム)情報								②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年 度)	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度		28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
委員会での 検討回数	1回以上 /年		3回	1回				予算額(千円)	2,640,653	2,514,840			
								決算額(千円)	1,541,336	1,463,686			
								経常費用(千円)	1,606,201	1,448,057			
								経常収益(千円)	2,331,546	2,190,295			
								行政サービス実施コスト(千円)	▲ 642,838	▲ 714,889			
								従事人員数	22	24			

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については全て各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	近年の自然災害の発生傾向、木材価格等の林業を取り巻く情勢等を踏まえつつ、保険運営の安定性の確保、被保険者へのサービスの向上の観点から、適宜引受条件の見直しを行う。
中長期計画	これまでの森林国営保険における事故率や近年の自然災害の発生傾向のほか、森林整備に必要な費用、木材価格等の林業を取り巻く情勢等を踏まえつつ、保険運営の安定性の確保、被保険者へのサービスの向上の観点から、保険料率、保険金額の標準をはじめとする引受条件の見直しの必要性について毎年度検討を行い、必要に応じて引受条件の見直しを行う。
年度計画	平成29年度は、平成30年度に実施予定の保険料率や割引等の引受条件の改定につき、森林所有者へのお知らせや業務システム改修等を確実に実施する。 また、引き続き森林整備に必要な費用、木材価格等の林業を取り巻く情勢等を踏まえつつ、保険運営の安定性の確保、被保険者へのサービスの向上の観点から、保険料率、保険金額の標準をはじめとする引受条件の見直しの必要性について検討を行う。
主な評価指標	<評価の視点> ・保険運営の安定性の確保、被保険者へのサービスの向上に向けて、引受条件の見直しを適切に行っているか。 (評価指標) ・毎年一回以上、見直しの必要性について外部有識者を含めた委員会等で検討を行っているか。
法人の業務実績等・自己評価	
業務実績	<主要な業務実績> 加入率が減少傾向にある森林保険について、着実な推進と成長産業化を目指す林業の安定経営等に一層貢献するため、保険運営の安定性の確保と契約者・被保険者へのサービス向上の観点から、平成28年度の検討を踏まえて引受条件を見直すべく、「国立研究開発法人森林研究・整備機構森林保険センター森林保険の引受条件に関する規程」を改定した。 今回改定した引受条件を適用する保険を「改定商品」といい、具体的な改定内容は、安定性確保の観点において、保険料率見直し期間のルール化、近年の災害リスクの保険料率への適正な反映、長期割引率の見直しを行い、また、サービス向上の観点では、契約者等から要望のある契約の始期日を統一できる仕組みの導入や割引の新設を行った。 改定した引受条件は平成31年度以降に保険期間が開始となる保険契約に適用するが、保険料見積もりや契約申込書の作成を行う期間を確保するため、平成30年度から改定商品の販売を開始する。 平成29年度は、外部有識者も委員となっている森林保険センター統合リスク管理委員会の審議を経て、改定に対応した業務システムの改修、森林所有者や委託先への改定内容の周知を行った。周知に当たっては、改定商品の説明用パンフレットや事務処理マニュアルを新たに作成した。また、プレスリリースも行い、「業界紙」で商

様式1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書(国民に対して提供するサービスその他質の向上に関する事項) 様式

	品改定が紹介された。業務システム改修に関しては、操作マニュアルを作成し、委託先へ配布した。	
自己評価	評価	A
	<p><評価と根拠> 森林保険制度の安定性確保と契約者や被保険者等に対するサービス向上の観点から、引受条件の見直しや業務システム改修・構築(改定商品対応版)など当初計画した項目を着実に実施した。 さらに、円滑な導入に向けて、改定商品の説明用パンフレットを作成し、各種会議や市町村訪問を通じて、森林所有者や委託先、関係機関に対する説明の実施など計画以上の取組を実施したことから、「A」評価とした。</p> <p><課題と対応> 森林保険について、着実な推進と成長産業化を目指す林業の安定経営等に一層貢献するため、継続的な引受条件の見直しが必要である。</p>	
主務大臣による評価	評価	A
	<p><評価に至った理由> 業務システムの改修・構築と引受条件の見直し、パンフレットの作成、関係機関への説明まで、一連の活動を計画以上に実施したことから「A」と評価する。</p>	

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-3-(4)	第1 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項 3 森林保険業務 (4) 内部ガバナンスの高度化		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	森林保険法 国立研究開発法人森林研究・整備機構法第13条第2項
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット(アウトカム)情報								②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度)	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度		28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
リスク管理を行うための委員会の開催	2回以上/年		3回	2回					予算額(千円)	2,640,653	2,514,840		
									決算額(千円)	1,541,336	1,463,686		
									経常費用(千円)	1,606,201	1,448,057		
									経常収益(千円)	2,331,546	2,190,295		
									行政サービス実施コスト(千円)	▲ 642,838	▲ 714,889		
									従事人員数	22	24		

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については全て各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	金融業務の特性を踏まえた財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、外部有識者等により構成される統合的なリスク管理のための委員会を開催し、森林保険業務の財務状況やリスク管理状況を専門的に点検する。
中長期計画	金融業務の特性を踏まえた財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、外部有識者等により構成される統合リスク管理委員会を年2回以上開催し、森林保険業務の財務状況やリスク管理状況を専門的に点検する。
年度計画	金融業務の特性を踏まえた財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、外部有識者等により構成される統合リスク管理委員会を2回以上開催し、森林保険業務の財務状況やリスク管理状況を専門的に点検する。
主な評価指標	<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・財務の健全性及び適正な業務運営は確保されているか。 <p>(評価指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部有識者等を含めた委員により構成されるリスク管理を行うための委員会を年2回以上定期的に開催しているか。 ・また、上記委員会とは別に、財務上、業務運営上の課題について役員を含めて検討する会議を定期的に行っているか。
法人の業務実績等・自己評価	
業務実績	<p><主要な業務実績></p> <p>3名の外部有識者を含む森林保険センター統合リスク管理委員会を2回(7月、2月)開催し、森林保険業務の財務状況、積立金の規模の妥当性の検証等について専門的な見地から点検を実施した。</p> <p>金融業務を行う組織としてのガバナンスの強化の観点から、コンプライアンス研修や情報セキュリティ研修を含む職員研修計画を策定・実施し、職員の保険業務に求められる知識と能力の向上を図った。</p> <p>①コンプライアンス研修(管理職10名対象:1回実施、全職員37名対象:1回実施(eラーニング含む))</p> <p>②情報セキュリティ教育研修(全職員37名対象:2回実施(インシデント対応訓練含む))</p> <p>理事を筆頭に林野庁担当官を含めた事務・業務の総点検を3回実施し、森林保険センターの課題や対応策を検討することにより、保険業務の効率的・効果的な運営に努めた。</p> <p>森林保険運営の透明性を確保するため、独立行政法人通則法等に基づくもの以外にも、ソルベンシー・マージン比率及び森林保険審査第三者委員会の概要についてもホームページで公開している。</p>
自己評価	<p>評価</p> <p>B</p> <p><評定と根拠></p>

様式1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書(国民に対して提供するサービスその他質の向上に関する事項) 様式

	<p>3名の外部有識者を含む森林保険センター統合リスク管理委員会において、財務状況、商品・制度改定及び積立金の規模の妥当性について専門的な見地から検証を行った。 「国立研究開発法人森林研究・整備機構森林保険センター職員研修要領」に基づき、「平成29年度森林保険センター研修計画」を作成し、計画的に職員の保険業務に求められる知識と能力の向上を図った。 独立行政法人通則法等に基づくもの以外にも、ソルベンシー・マージン比率及び森林保険審査第三者委員会の概要についてもホームページで公開した。 以上の通り、計画どおりの実績を確保したことから、「B」評定とした。 <課題と対応> 今後も引き続き、金融業務の特性を踏まえた財務の健全性及び適正な業務運営の確保のための内部ガバナンスの高度化に努める必要がある。</p>
主務大臣による評価	<p>評価 B</p> <p><評定に至った理由> 森林保険業務の財務状況やリスク管理状況について、外部有識者を含む「統合リスク管理委員会」を開催し専門的な見地から点検するとともに、研修により職員の知識と能力の向上を図り、ガバナンス強化に取り組んでおり、財務の健全性及び適正な業務運営は確保されている。 また、ソルベンシー・マージン比率及び森林保険審査第三者委員会の概要についてもホームページで公開し、事業の透明性確保に努めている。 以上のとおり、年度計画に沿った取組を実施したことから「B」と評定する。</p>
4. その他参考情報	